

事務連絡
令和3年12月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和3年12月8日の中央社会保険医療協議会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関することについて〉
（連絡先）

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電話：03-3595-2185
メール：k-sokutei@mh|w.go.jp

〈保険収載に関することについて〉
（連絡先）

厚生労働省保険局医療課
電話：03-3595-2577